

平成26年 3 月 5 日

平成26年

第 1 回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成26年第1回教育委員会臨時会会議録

平成26年3月5日午後3時大田区教育委員会臨時会を開催した。

1 出席委員

鈴木清子	委員	委員長
尾形威	委員	委員長職務代理者
芳賀淳	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
津村正純	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事（教育施設担当）	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
教育センター所長	菅三男
社会教育課長	星光吉
スポーツ推進担当課長（副参事（国体担当）兼務）	梅崎修二
大田図書館長	山本成俊

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第1回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

○委員長

ただいまから、平成26年第1回大田区教育委員会臨時会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

次に、会議録署名委員に横川委員を指名する。

日程第1 「議案審議」

○委員長

第7号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第7号議案、大田区立入新井第二小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定についてである。大田区立入新井第二小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定について、下記のとおり決定する。

異議申立人は記載のとおり。

決定案は別紙1のとおり。

関係書類として、(1) 小学校就学通知書から(5) 指定校変更申請審査基準、5種類の書類を添付している。

提案理由は、上記異議申立人が平成26年2月13日付けで提起した指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき決定を行う必要があるため、この案を提出するものである。

案文を読み上げさせていただく。異議申立人が平成26年2月13日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

理由。

第1、異議申立ての趣旨及び理由。

1、異議申立ての趣旨。本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成26年1月31日付けで異議申立人に対してした、大田区立入新井第四小学校から大田区立入新井第二小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

2、異議申立ての理由。

(1) 本件異議申立てに係る申立人の子には、現在、入新井第二小学校4年生に在籍している姉がいる。姉が1年生の時に入新井第二小学校の通学区域から入新井第四小学校の通学区域である現住所に転居したが、姉の学校生活等の状況を配慮して引き続き入新井第二小学校へ通いたいと指定校変更申請をし、許可された。なお、申請の際には、下の子がいる場合に申請があっても希望に応じられないことがあるとの説明はなかったため、それを聞いていれば、姉を転校させており、今のような悩みは生じなかった。子は人見知りが強く、姉を頼りにしているため、姉妹で同じ学校へ就学させたいが、現状の姉の様子からは、姉のほうを転校させることは困難である。

(2) 両親とも美容師として働いているため、緊急時対応や学校行事への参加等において、別々の学校となるのは仕事の上で影響が大きい。

(3) 姉妹の年齢や成長の仕方から、同じ学校に通うには家族がバラバラに住むことしかなないと考えるが、ローンもあるためそうならないように考慮していただきたい。

第2、当庁の認定事実及び判断。

1、認定事実。調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 教育委員会は、平成25年12月17日付け、「小学校就学通知書」を申立人へ送付し、子の就学校を入新井第四小学校に指定した。

(2) 教育委員会は、入新井第二小学校の新1年生の受入れについて、同学校の施設においては、学級増に対応できる教室がないことから、平成26年度については、「3学級(95人)を超えた場合は抽選とする」とし、区報及び区ホームページにて周知した。

(3) 申立人から、平成26年1月14日付け、本件異議申立てに係る指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理した。

(4) 教育委員会は、平成26年1月30日現在、入新井第二小学校の通学区域内児童数が受入れ可能人数である95人を超えていることから、同学校に対する指定校変更申請者については全員不許可とすることを、平成26年1月31日に決定した。

(5) 教育委員会は、平成26年1月31日付け、「指定校変更申請の審査結果について」を申立人へ送付した。

(6) 申立人から、本件処分に不服があるとして、平成26年2月13日付け、「指定校変更申請の審査結果についての異議申立書」が提出され、教育委員会は、同日これを受理した。

2、判断。

(1) 教育委員会が行った就学通知は、学校教育法施行令第5条第1項及び第2項に基づき、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から入新井第四小学校を指定したものである。

(2) 入新井第二小学校は、平成25年度の学級数が、1学年から4学年までが各3学級、5学年及び6学年が各2学級の計16学級で編制されており、今後数年間は、通学区域内の入学予定児童数に増加傾向が見られる。学校の施設規模においては、各学年3学級を超える学級増に対応できる余裕教室がない状況であること、また、新1年生については、通学区域内の児童のみであれば3学級を維持できる見込みであったため、指定校変更申請による受入れについては3学級に制限している。

(3) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

(4) 申立人は、指定校変更申請理由を姉が在籍していることとしており、これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。しかしながら、同基準は上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提として

いるものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。また、申請者にはそれぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、申立人に対する不許可処分を取り消し、指定校変更申請を認めることは適当ではない。

(5) 以上のとおりであるので、教育委員会が平成26年1月31日付けで行った指定校変更不許可処分に、違法、不当な点はない。

3、よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見・質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第7号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、第7号議案について、原案どおり決定する。

次に、第8号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第8号議案は、同じく大田区立入新井第二小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定についてである。

異議申立人は記載のとおり。

決定案は別紙1のとおり。

関係書類として、(1) 小学校就学通知書から(5) 指定校変更申請審査基準、5種類の書類を添付している。

提案理由は、上記異議申立人が平成26年2月12日付けで提起した指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき決定を行う必要があるため、この案を提出する。

案文を朗読する。異議申立人が平成26年2月12日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

理由。

第1、異議申立ての趣旨及び理由。

1、異議申立ての趣旨。本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成26年1月31日付けで異議申立人に対してした、大田区立入新井第四小学校から大田区立入新井第二小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

2、異議申立ての理由。

(1) 本件異議申立てに係る申立人の子には、現在、入新井第二小学校3年生に在籍し

ている兄がいる。

(2) 三男が4月から幼稚園に通園するため、緊急時の迎えなどが3か所になってしまう。

(3) 指定校に入学した場合、いじめられる可能性がある。

第2、当庁の認定事実及び判断。

1、認定事実。調査したところ、次の事実が認められる。

(1) 教育委員会は、平成25年12月17日付け、「小学校就学通知書」を申立人へ送付し、子の就学校を入新井第四小学校に指定した。

(2) 教育委員会は、入新井第二小学校の新1年生の受入れについて、同学校の施設においては、学級増に対応できる教室がないことから、平成26年度については、「3学級(95人)を超えた場合は抽選とする」とし、区報及び区ホームページにて周知した。

(3) 申立人から、平成26年1月12日付け、本件異議申立てに係る指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理した。

(4) 教育委員会は、平成26年1月30日現在、入新井第二小学校の通学区域内児童数が受入れ可能人数である95人を超えていることから、同学校に対する指定校変更申請者については全員不許可とすることを、平成26年1月31日に決定した。

(5) 教育委員会は、平成26年1月31日付け、「指定校変更申請の審査結果について」を申立人へ送付した。

(6) 申立人から、本件処分に不服があるとして、平成26年2月12日付け、「指定校変更申請の審査結果についての異議申立書」が提出され、教育委員会は、同年2月13日にこれを受理した。

2、判断。

(1) 教育委員会が行った就学通知は、学校教育法施行令第5条第1項及び第2項に基づき、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から入新井第四小学校を指定したものである。

(2) 入新井第二小学校は、平成25年度の学級数が、1学年から4学年までが各3学級、5学年及び6学年が各2学級の計16学級で編制されており、今後数年間は、通学区域内の入学予定児童数に増加傾向が見られる。学校の施設規模においては、各学年3学級を超える学級増に対応できる余裕教室がない状況であること、また、新1年生については、通学区域内の児童のみであれば3学級を維持できる見込みであったため、指定校変更申請による受入れについては3学級に制限している。

(3) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

(4) 申立人は、指定校変更申請理由を兄が在籍していることとしており、これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし

ているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。また、申請者にはそれぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、申立人に対する不許可処分を取り消し、指定校変更申請を認めることは適当ではない。

(5) 以上のとおりであるので、教育委員会が平成26年1月31日付けで行った指定校変更不許可処分に、違法、不当な点はない。

3、よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

○委員長

第8号議案について、質問・意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第8号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、第8号議案について、原案どおり決定する。

○藤崎委員

決定は承知した。私も賛成である。7号議案の事由で、「聞いていれば引っ越していたのに」と入っている。今、4年生ということは4年前であるので、私が教育委員になった1年後なのだが、そのときどうであったかということよりも、毎年毎年この問題と、それから中学校に行く時の問題はおこる。小学校の時に認められ、そこで友達関係が確実にできた。中学校になった時に、いや、もともと住んでいるところに行きなさい。でも、すでに認められてきているではないか。それは特別な対応を小学校の時に認められただけであり、もともとあなたの行くところの中学校はこちらですよというのは正当である。

小学校で認められたから中学校でも認められるということではない、というのと同様に、姉は認められたが、妹は認められないということなのである。当時、これはしようがないという話になっている。そういう告知というのは、徹底するしかない。1回それが通ったから、2回目も通るということではない。事情は変わるということは、教育委員会のこの場でも何回か出た話であるが、具体的にどのようにこれを知らしめているのか。例えばこのケース、兄弟がいて、その後引っ越した。でも、下の兄弟にそれが適用されるとは限らない。小学校で認められた、中学になったが、引き続き認められるとは限らない。それをわかった上でやってほしいということを知ってもらうために、こちらからアプローチ、ないしはしっかりと徹底したアクションをとろうという話は、たしか何回か出ていると思うのだが、具体的にどう説明しているのか。

○学務課長

指定校変更制度で、弟さん、妹さんの際に認められない場合があるということは、文章

を印刷してお渡ししている。一つは、一般的な指定校申請の際にお渡しするものと、この場合のように学校に通っていて一旦引っ越しをされ、違う学区域に入ったが、継続してその学校に通い続けたいという場合にはこちらのようなものを用意し、必ずこのチェックリストに印をつけながら説明をしているため、ほぼ完璧に告知はできているものと考えている。

ただ、弟さん、妹さんの入学時期に間があいたりすると、なかなか記憶に残っていかないのではないかとこのところ、少々心苦しいところもあるが、一応、万全は尽くさせていただいていると考えている。

○藤崎委員

これは理解をするための確認だが、できる範囲の中でやっており、記憶の問題であると捉えてよいということか。これを区役所だけではなく、学校長、副校長がきちんと説明できる状態にはなっているのか。それとも、あくまでも行政の業務であるから、区役所に来ないとわからない話なのか。

○学務課長

このような弟さん、妹さんの事例については、学校長でも十分に説明し得る状況である。やはりケースとしては非常に多いため、その辺のところについては周知をしているところであるが、一般的にはその他の状況もあるため、学校に問い合わせがあった場合には学務課のほうにという案内をするように、あわせて指導している。

○委員長

ほかになれば、今の第8号議案については、原案どおり決定した。

これをもって、平成26年第1回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後15時22分閉会)